

1 町民評価員事前研修会

2 月 17 日(日)に公共施設レビュー町民評価員(65 名)及び希望する町民を対象とした事前研修会を公開にて開催しました。

模擬レビューの結果は、模擬ではありましたが、いただいた意見(配慮すべき点、改善すべき点等)は、検証を行い計画、サービス等の改善の参考とさせていただきます。

(1) 出席者及び研修内容

ア 出席者 31 名(鳥大生 3 名を含む)

イ 研修内容

(ア) 公共施設レビューの意義と概要

(イ) 模擬施設レビュー(体育館施設)

(2) 模擬レビューの結果

評価内容	結果
(1) 譲渡・売却、廃止・凍結	0
(2) 国・県・広域が管理・運営	0
(3) 琴浦町による改善	28
(3-1) 施設数の減少配置の見直し	16
(3-2) 施設の管理運営・活用の見直し	20
(3-3) その他の見直し	10
(4) 現行どおり	0

※一部未提出の方がおり、参加者数と合致しません。

(3) 模擬レビューでの町民評価員意見

ア 体育館の数を減らすことばかりではなく、災害時の避難所としての役割も考えてはいけない。

イ 利用率を上げる方法を考える必要がある(町外からの利用者数を増やすことも考えてはどうか)。

ウ 使用中止している施設は、廃止をしてもよいが、体育館以外の活用方法も考えてみてはどうか。

エ 休館日をなくしてもっと利用すべき。等

2 公共施設レビュー(本番)の予定

1 日目【3/16(土)】	2 日目【3/17(日)】
①総合公園(東伯総合公園、赤碕総合運動公園) ②まなびタウンとうはく(生涯学習センター) ③カウベルホール	①道の駅(物産館ことうら、ポート赤碕) ②一向平キャンプ場
会場：まなびタウンとうはく 4 階 多目的ホール	

※当日の対象施設の順番については、変更となる場合があります。

※開始時間については、各テーマの所要時間などを考慮し、調整中です。

1 背景及び趣旨

平成 28 年 4 月 1 日より電力小売完全自由化に伴い、新電力の参入などの電力の需給契約の多様化が進むとともに、琴浦町においては、小中学校のエアコン使用が平成 31 年度より行われることから、電気使用量の増加が見込まれている。

このたび、町(町民)に優位な契約方法を検討するため中国電力及び県内に事業所(本社)を有する新電力会社より電気の需給契約に係るヒアリングを実施した。(2/1、2/6 実施済)

今後、提案内容の精査、事業者との調整を行い、3 月下旬に契約の締結を行う予定である。

【参考】 高圧電力・・・切替えの 7 週間前に中国電力へ申請が必要

低圧電力・・・切替えの 2 週間前に中国電力へ申請が必要

2 ヒアリングの対象施設

全ての高圧電力施設及び低圧電力施設

3 ヒアリング項目

- (1) 企業概要及び企業理念
- (2) 高圧電力、低圧電力使用施設にかかる電気料金単価及び年間電気料金
- (3) 電力供給以外に提供可能なサービス
 - ア 電気使用量の見える化(スマートメーターによる 30 分単位の使用量をリアルタイムで把握可能)
 - イ デマンド監視装置設置、LED への更新及び維持管理 等
- (4) 琴浦町船上山発電所で発電する電力について、特定卸供給を行う場合の提案

4 提案状況

	A社	B社	C社	D社
提案施設数 ①	290 施設	290 施設	168 施設	105 施設
提案使用料 ②	95,891 千円	92,106 千円	86,953 千円	42,067 千円
従来使用料 ③	106,252 千円	106,252 千円	92,296 千円	46,317 千円
削減効果 ④=③-②	10,361 千円	14,146 千円	5,343 千円	4,250 千円
契約方法 ⑤	提案分一括契約※2	個別契約可	個別契約可	提案分一括契約※2
契約年数 ⑥	3年	単年	単年	3年

※1 料金には、「燃料調整費」及び「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を含まない。

※2 「提案分一括契約」は、提案のあった施設を全て契約することが前提（町に優位な施設のみを抽出した契約は不可）

5 審査のポイント

契約にあっては、次の視点などで審査し、総合的に優位となる契約方法を決定する。

- (1) 電気料金(削減効果額)
- (2) 使用電力量の削減
- (3) 船上山発電所の魅力を活かした今後のまちのづくり
- (4) 環境教育

町有マイクロバスの使用に関する基準の一部変更について

総務課

1 概要

平成31年4月1日より、運営基準の一部変更を行う。主な変更点は以下のとおり。

・町有マイクロバス

	変更前	変更後
運営バス台数	中型バス（45人乗）1台 小型バス（28人乗）2台	中型バス（45人乗）1台 小型バス（28人乗） 1台

・使用範囲等

	変更前	変更後
利用回数制限 (町の関係機関、 団体等の場合)	2回	1回
県外運行範囲	各地名指定	片道120km以内

・使用申込等手続き

	変更前	変更後
申込期間	月単位で2ヶ月前～ 1週間前まで	【公用利用】 使用日の2週間前まで 【町関連機関、団体の利用】 月単位で2ヶ月前から2週間前まで

2 変更の理由

町営バスの予備車両へマイクロバスを1台移行することより、利用可能台数が縮小するため。

※平成31年1月1日より予備車両として移行済

役場本庁舎・分庁舎敷地内全面禁煙の実施について

総務課

1 概要

「健康増進法の一部を改正する法律」より、行政機関は受動喫煙防止対策の対応が必要となる（2019年7月1日施行）。これに伴い、平成31年4月1日より役場本庁舎及び分庁舎の敷地内全面禁煙を実施する。

改正健康増進法の施行期日について

- 一部施行①（国及び地方公共団体の責務等）の施行期日は2019年1月24日とする。
- 一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関）の施行期日は2019年7月1日とする。

2018年	2019年	2020年
7月25日	1月24日 7月1日 9月（ラグビーW杯）	4月 7月（東京オリパラ）
法律公布	一部施行①（国及び地方公共団体の責務等） （公布後6ヶ月以内で政令で定める日）	一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関） （公布後1年6ヶ月以内で政令で定める日）
		全面施行（上記以外の施設等） 2020年4月1日

子どもや患者等に特に配慮
・学校、児童福祉施設 ・病院、診療所 ・行政機関の庁舎 等

第一種施設

敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年
7月1日
施行

2 現状

本庁舎：保健センター入口付近に喫煙室を設置

分庁舎：庁舎横プレハブ倉庫内に喫煙室を設置

※いずれも受動喫煙対策防止措置未対応

3 敷地内全面禁煙対応とした理由

他対応案として、「屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙所を設置」が挙げられるが、以下のことを理由に実施は難しいと考える。

- ・必要経費 500 万程度
- ・設置場所の確保が困難

4 その他

- ・他自治体聞き取り調査結果

倉吉市	平成31年1月1日実施済
三朝町	平成31年4月1日実施検討
湯梨浜町	実施の検討はしているが、時期は未定
北栄町	実施の検討はしているが、時期は未定